

内閣参質二一〇第一九号

令和四年十一月四日

内閣總理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員神谷宗幣君提出父母の離婚後の親権者に関する規律に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員神谷宗幣君提出父母の離婚後の親権者に関する規律に関する質問に対する答弁書

一、二及び四について

お尋ねの父母の離婚後の親権制度や面会交流に関する規律の在り方も含めて、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等の見直しについては、令和三年二月十日に法務大臣の諮問機関である法制審議会に諮問がされ、法制審議会家族法制部会において、国内外を問わず様々な意見があることを踏まえて、子の利益を最優先に考える観点から、調査審議が行われているところであり、まずは、その議論の状況を見守つていく必要があると考えております。現時点でお尋ねについてお答えすることは困難である。

三について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。